

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成21年11月12日(2009.11.12)

【公開番号】特開2009-196364(P2009-196364A)

【公開日】平成21年9月3日(2009.9.3)

【年通号数】公開・登録公報2009-035

【出願番号】特願2009-101974(P2009-101974)

【国際特許分類】

B 3 2 B 7/02 (2006.01)

H 01 B 5/14 (2006.01)

G 06 F 3/041 (2006.01)

H 01 H 13/712 (2006.01)

【F I】

B 3 2 B 7/02 103

B 3 2 B 7/02 104

H 01 B 5/14 A

G 06 F 3/041 330H

H 01 H 13/70 E

【手続補正書】

【提出日】平成21年9月24日(2009.9.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

厚さが2~120μmの透明なフィルム基材の一方の面に、透明な第1の誘電体薄膜、透明な第2の誘電体薄膜、及び透明な導電性薄膜をこの順番に積層し、

前記フィルム基材の他方の面に透明な粘着剤層を介して透明基体を貼り合わせてなる透明導電性積層体であって、

前記フィルム基材の光の屈折率をn<sub>1</sub>、前記第1の誘電体薄膜の光の屈折率をn<sub>2</sub>、前記第2の誘電体薄膜の光の屈折率をn<sub>3</sub>、前記導電性薄膜の光の屈折率をn<sub>4</sub>としたとき、

n<sub>3</sub><n<sub>2</sub><n<sub>4</sub>、かつ、n<sub>1</sub><n<sub>4</sub>の関係を満たし、かつ、

前記第2の誘電体膜はSiO<sub>2</sub>であることを特徴とする透明導電性積層体。

【請求項2】

導電性薄膜を有する一対のパネル板を前記導電性薄膜同志が対向するようにスペーサを介して対向配置してなるタッチパネルにおいて、前記タッチパネルの打点される側のパネル板として使用するための、請求項1記載の透明導電性積層体。

【請求項3】

導電性薄膜を有する一対のパネル板を、前記導電性薄膜同志が対向するようにスペーサを介して対向配置してなるタッチパネルであって、前記一対のパネル板の少なくとも一方が請求項1又は2に記載の透明導電性積層体を含むことを特徴とするタッチパネル。